

【 7月の予定 】

- 10日(木)
10:30～ にこにこサロン
「お出かけ～砂の美術館に出かけよう～」
- 21日(月)
9:00～中部地区高等学校解放研リーダー
研修会 兼 高校友の会夏期研修会
- 24日(木)
10:30～ にこにこサロン
「避難訓練・作品づくりについての話し合い」
- 29日(火)
8:15～ 久米中校区同研「現地研修会」

お知らせ：7月10日(木)はにこにこサロンで外出のため、午前10時30分から午後3時00分頃まで閉館します。

今月の人権カレンダー

7月10日～8月9日
鳥取県部落解放月間

- 1日 国民安全の日
1日 更生保護の日
12日 第2回人権のために学ぶ同和教育講座
(テーマ:あらためて学ぶ同和問題)
27日 第3回人権のために学ぶ同和教育講座
(テーマ:現在も続くインターネット上の差別事象)

はばたき人権文化センターだより

はばたき

発行:はばたき人権文化センター
住所:〒682-0872
倉吉市福吉町2丁目1514-7
電話:0858-22-0232(FAX兼)
E-Mail:habataki@ncn-k.net

7月号 NO.439 (2025年7月1日発行)



令和7年度 倉吉市人権のために学ぶ同和教育講座のご案内

第2回

あらためて学ぶ同和問題 ～同和問題の新しい認識を深める～

小・中・高等学校での同和問題に関する学習の変更内容など、子どもたちの学びや現在の同和問題についてお話をさせていただきます。

日時：令和7年7月12日(土) 13:30～15:00

場所：倉吉交流プラザ 視聴覚ホール

講師：小谷 清美さん(山根自治公民館長)



部落解放月間中の講演会に、皆さん参加しましょう！

第3回

現在も続くインターネット上の差別事象

現在も続くインターネット上の差別事象と、その対応を強化するため施行された「情報流通プラットフォーム対処法」について学習します。

日時：令和7年7月27日(日) 13:30～15:00

場所：倉吉交流プラザ 視聴覚ホール

講師：衣笠 尚貴さん(公財：鳥取市人権情報センター研究員)



生活で困っていることはありませんか？

家族のこと・お金のこと・就職のこと・将来への不安など、どんなことでもどうぞ悩んでいることがあれば1人で抱えこまずにご相談ください。相談された内容は秘密厳守いたします。はばたき人権文化センターまでご相談ください。



差別落書きや差別発言などに遭遇した場合は、倉吉市人権政策課、又は、最寄りの人権文化センターまでご相談ください。

倉吉市市民生活部人権政策課 Tel0858-22-8130

はばたき人権文化センター Tel0858-22-0232

1969(昭和44)年7月10日「同和对策特別措置法」を記念に施行されました。

鳥取県部落解放月間(7月10日～8月9日)

部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

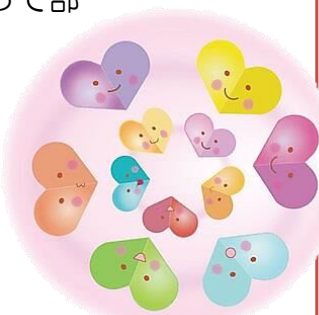
部落問題解決に向けた取り組みの経過

- ・1965年 同和对策審議会答申
- ・1969年 同和对策特別措置法施行(地域の中の環境改善)等
同和教育の推進・教育の機会均等を図る学力保障の推進(地区進出学習会)等
- ・2000年 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・2002年 特別措置法 終了
- ・2016年 人権3法(障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消法)施行

★部落差別の解消の推進に関する法律

(第1条)現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

部落差別は今なお存在しています。差別のない社会をめざしていきましょう。





にこにこサロン 隔週 木曜日 10:30～

◎今年度のテーマ:「みんなと一緒に参加しよう」

にこにこサロンは、どなたでも参加できます。

多くの方が気軽に立ち寄り、楽しい時間が過ごせる居場所として、また、高齢の方の閉じこもりや認知症予防、健康維持などを目的として開催しています。

■6月はこんなことをしました

★19日(木) ちまきづくり

年に一度のちまきづくり！

まきの粉に砂糖・水・塩をひとつまみ入れてこね、おしゃべりしながら和気あいあいと楽しみました。まるめたり笹で包んだりみなさんお手の物、さすがです！ちまきの蒸し上がりまでは、福祉協力員さんによる熱中症予防のお話があり、「水分補給にはお茶よりも塩を少し入れた水など、ミネラルの補給が大切」との内容をうなずきながら聞き入っていました。

最後はボランティアの皆さんが作ってくださったお昼ごはん、みんなで作ったちまきに舌鼓をうちました♪

集いと交流、おしゃべりと笑いは心の栄養です。是非また参加してくださいね！

熱中症予防には…

- ・こまめに水分を取る
- ・3食きちんと食べることが大切です！



部落差別は私たちのまわりに存在しています。

7月10日～8月9日は「鳥取県部落解放月間」です。

部落解放月間は「同和対策事業特別措置法」が施行された1969(昭和44)年7月10日を記念して、鳥取県が翌年の1970(昭和45)年に制定しました。

近年は、差別されてきた当事者の声・運動とともに行政の積極的な施策や学校、地域、職場での取り組み、さらに市民の主体的な活動により社会全体の人権意識は向上しています。

一方で、昨年も被差別部落に対する差別意識や偏見が根底にある投書や発言が起きました。インターネット上では、被差別当事者を攻撃する悪質な差別行為が氾濫しています。

差別問題への無知・無関心や何気ない言動によって、差別する意図はなくても、相手を傷つけたり、不安や恐怖に陥れる事象も起こっています。

2024年度に表面化した差別投書関係の事象

- 7月：倉吉市内で行われた同和問題講演会の参加者アンケートに、被差別部落に対する賤称語を並べ、差別をあおるような記載がありました。



- 9月：県内の町議会議長あてに「被差別部落の忌避・排除」を呼び掛ける手紙が送られてきました。

この2件は、被差別部落に対して根強い差別意識・偏見を持っていると思われます。

心に抱える不安

被差別当事者が差別言動に出会ったときの不安や恐怖は、将来にわたって心の中に残る場合があります。同和教育町内学習会の意見交換で、50年前の被差別体験を鮮明に語ってくれた人がいました。この人に限らず、何年たってもその時の恐怖を心に抱えている人は多いのです。

被差別体験がトラウマになり、何年も体調を崩す人がいます。被差別体験の記憶が突然よみがえり、繰り返し悪夢として現れたりすることもあります。



今、私たちがやるべきこと

差別は私たちの身近に存在しています。誰もが差別に出会う可能性があります。誰もが差別する可能性があります。そして差別されるかもしれません。

地域社会の差別を許さない意識は高まっています。さらに、差別の実態や現れている現象を正しく知り、差別に気づき、差別をなくす行動にむけて学習を積み重ねていきませんか。

今年度も部落解放月間中に講演会等さまざまな取り組みが計画されています。ぜひ参加しましょう。



7月のにこにこサロン

お誘い合わせて
ご参加ください！



7月 10日(木) 10:30～15:00頃

内 容：お出かけ(砂の美術館と鹿野ハス園鑑賞)雨天決行

参加費：1人2,200円(食事代・美術館入館料合計、当日集金)

申し込み締切：7月 7日(金)までに電話・窓口でお申し込みください。

申し込み電話番号 ☎22-0232

7月 24日(木) 10:30～12:00

内 容：避難訓練、文化祭に向けた作品づくりについての話し合い

参加費：200円(昼食代)